

令和7年9月4日

生活指導部より

ジャージ登校（下校）の試行について

熱中症対策、及び、汗で濡れてしまった制服を登校後に校内で乾かすためにTシャツ等で授業を受けている生徒がいることへの対応として、**登下校時に、本校指定の体育ジャージ・ハーフパンツ・Tシャツの着用を認める**
（学校指定以外のシャツ・ジャージやタンクトップ等は禁止）。制服でも可。

期間は、**前期終業式（9月26日（金））まで**。

登校後、**SHRまでには、必ず制服に着替えること**。
ただし、1時間目が体育や実習の場合、ジャージや作業服でも可。

制服を持参しない、校内で制服に着替えない、指定以外のシャツやジャージを着用するなどの生徒がいて、**風紀が守れない場合は、ジャージ登校の試行を中止する**。